

令和4年度

定期監査集録

財政援助団体監査集録

工事監査集録

瀬戸市監査委員

目 次

定期監査

1	経営戦略部	情報政策課	1
2	地域振興部	ものづくり商業振興課	4
3	健康福祉部	こども未来課	6
4	市民生活部	環境課	8
5	教育部	図書館	10
6	教育部	学校教育課・教育政策課 小学校（下品野、品野台、東山小学校） 中学校（水無瀬、南山中学校）	12
7	出納室	会計課	14
8	地域振興部	観光課	16
9	市民生活部	市民課	19
10	都市整備部	維持管理課	21
11	市長直轄組織	シティプロモーション課	23
12	健康福祉部	保育課 保育園（幡山東、幡山南、原山、八幡保育園）	25
13	教育部	教育政策課	27
14	教育部	学校教育課	30
15	消防本部	総務課・予防課・消防署	32
16	地域振興部	文化課	35
17	市民生活部	生活安全課	36

財政援助団体監査

1	社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会 （健康福祉部 健康課、社会福祉課、高齢者福祉課、こども未来課）	40
2	瀬戸市地域産業振興会議 （地域振興部 産業政策課、ものづくり商業振興課）	42

工事監査

1	今林町地区（石田町）污水管渠その2工事（都市整備部 下水道課）	44
---	---------------------------------	----

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象** 経営戦略部 情報政策課
- 第 2 監査期間** 令和 4 年 8 月 1 日から令和 4 年 9 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目**
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度（補助金等交付事務については、令和 3 年度を含む。）において執行された令和 4 年 6 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 契約事務

業務委託契約書（住民情報システムサポート費用として）

契約書の第 4 条及び仕様書で、瀬戸市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用条項が誤っている。

このことについては、令和元年度の定期監査の際に、改善事項として指摘したところである。事業ごとに最新の法令を確認して不適切な手続きとなっていないか、常に意識して適切な事務を行うよう改善されたい。

(2) 指定管理事務

指定管理者の備品台帳が作成されていたが、市への報告がなく、市の備品台帳への登録がなされていない。

このことについては、令和元年度の定期監査の際に、注意事項として指摘したところである。指定管理者が購入する備品を含め、市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、指定管理者の協力を得ながら、適切な備品管理を行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 経理事務

ア 支出負担行為決議書

(ア) 品名欄に「別紙のとおり」とあるが、添付書類と金額が合わないもの。(2件)

(イ) 県内旅費請求明細書で、支給額が誤っているもの。

(2) 契約事務

ア 業務委託契約書（住民情報システムサポート費用として）

(ア) 見積徴収通知書に、随意契約であるが入札保証金免除の記載がある。

(イ) 見積徴収通知書に、地方自治法や契約規則順守等の記載がない。

イ 業務委託契約書（RPA 運用支援業務委託）

(ア) 見積徴収執行伺いにおいて、公印を施行した記録がない。

(イ) 見積徴収通知書で、予定価格の公表と質疑回答方法についての記載が誤っている。

(ウ) 契約書の第1条第12項及び第10条第2項で、誤った条項を参照している。

(エ) 業務仕様書に定める監督員が任命されず、受託者に通知がない。

ウ 業務委託契約書（統合ネットワーク機器保守・サポート業務委託）

(ア) 見積徴収通知書に、随意契約であるが入札保証金免除の記載がある。

(イ) 見積徴収通知書に、地方自治法や契約規則順守等の記載がない。

(ウ) 契約約款第2条第2項で、「別紙『特定個人情報取扱特記事項』に基づき」と記載があるが、別紙がない。

エ 業務委託契約書（地域イントラネット専用回線保守業務委託）

(ア) 見積徴収執行伺いにおいて、公印を施行した記録がない。

(イ) 見積徴収通知書の仕様書に「詳細は別紙の通り。」と記載があるが、別紙がない。

(ウ) 契約書案が作成されていない。

(エ) 契約結果調書の公表の決裁はあるが、公表されていない。

オ 業務委託契約書（庁外施設 Wi-Fi 環境構築業務委託【第1期】）
契約保証金を免除しているが契約規則の該当条項が誤っている。

(3) 財産管理事務

ア 別台帳が個人で管理されているが、課内で共有されていないもの。

0000108433 その他事務用機器

0000108553 パーソナルコンピュータ（ノートパソコン型）

0000108361 コンピュータ I p a d

0000108133 パーソナルコンピュータ（ノートパソコン型）

イ 備品台帳に個体を識別できる表示がされていないもの。

0000104983 コンピュータ関連機器

ウ 設置場所が異なっているもの。

0000005613 発電機 自家発電装置一式

エ 廃棄手続きがされていないもの。

0000005539 コンピュータ関連機器

Panasonic AG-DS555 VHS VTR 本体

(4) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

(ア) 任用通知書で、記載された勤務形態が実際と異なる。

(イ) 勤務実績報告書で、記載された報酬月額が誤っているもの。（2件）

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 地域振興部 ものづくり商業振興課
- 第 2 監査期間 令和 4 年 8 月 1 日から令和 4 年 9 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度（補助金等交付事務については、令和 3 年度を含む。）において執行された令和 4 年 6 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（せとまちツクリテセンターコーディネーター業務委託）

(ア) 見積徴収執行伺いにおいて、公印を施行した記録がない。（3 件）

(イ) 随意契約の理由とする地方自治法施行令の該当条項が誤っている。（2 件）

(2) 補助金等交付事務

ア 商業団体等事業費補助金

令和4年度補助金交付申請書（街路灯等電灯料用）の添付書類とする本年4月分の電灯料支払領収書の写しに団体代表者の原本証明がない。

イ 中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金

令和3年度補助金の事業実績報告書中に記載すべき交付決定日が記載されていない。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 健康福祉部 こども未来課
- 第 2 監査期間 令和 4 年 8 月 1 日から令和 4 年 9 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度（補助金等交付事務については、令和 3 年度を含む。）において執行された令和 4 年 6 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 経理事務

ア 現金出納事務

令和 4 年度 4 月異動の 2 名の出納員証、出納補助員証が作成されていなかった。

(2) 契約事務

ア 瀬戸市病児保育施設保育等業務委託

(ア) 見積徴収通知書及び契約書で、決裁添付の仕様書が添付されていない。

(イ) 見積徴収通知書で、公印が省略されている。

イ 子育て短期支援事業

契約書第21条2項1号で、独占禁止法第7条の3とするところ7条の2第7項となっている。

ウ 瀬戸市子ども・若者への食糧等支援に関する協定書

協定書の有効期間が、自動更新となっている。

(3) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市子ども会連絡協議会

実績報告書の提出が、支出負担行為変更決議書の起票日の後になっている。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 環境課
- 第 2 監査期間 令和 4 年 9 月 1 日から令和 4 年 1 0 月 2 7 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度（補助金等交付事務については、令和 3 年度を含む。）において執行された令和 4 年 7 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 経理事務

ア 資源リサイクルセンターに設置の自動販売機の電気代を、市が支出している。

(2) 契約事務

ア 廃棄物総合管理システム業務委託

施行伺いの決裁日が、入札参加者指名審査委員会の前になっている。

イ ペットボトル圧縮梱包処理業務委託

契約約款第 2 2 条第 3 項及び第 2 8 条第 2 項で、「契約単価に仕様書で定める処理予定数を乗じて得た金額」とするところ「契約金額」と

なっている。

ウ びん処理業務委託

契約約款第22条第3項及び第28条第2項で、「契約単価に仕様書で定める処理予定数を乗じて得た金額」とするところ「契約金額」となっている。

エ 令和4年度一般廃棄物（し尿）収集運搬業務委託（その1～3）

契約約款第22条第3項及び第28条第2項で、「契約単価に仕様書で定める処理予定数を乗じて得た金額」とするところ「契約金額」となっている。

(3) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市ごみ集積場整備に係る補助金

瀬戸市ごみ集積場整備に係る補助金交付要綱の「瀬戸市宅地開発等に関する指導要綱」の引用条項が誤っている。

(4) 財産管理事務

ア 設置場所が異なっているもの

(ア) 001346 噴霧器・動力噴霧器スイングフォグ

(イ) 001074 プレハブ物置

(ウ) 001177 プレハブ物置

イ 備品が見当たらないもの。

(ア) 001178 プレハブ物置

以上

監査報告書

- 第1 監査対象 教育部 図書館
- 第2 監査期間 令和4年9月1日から令和4年10月27日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 財産管理事務
 - 4 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和4年度において執行された令和4年7月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（瀬戸市立図書館電算システム利用・SE保守業務委託）

㊦ 見積徴収通知で、地方自治法や瀬戸市契約規則等順守などの見積に関する注意事項の表示がない。

イ 業務委託請書（トーハンマーク修正業務委託）

㊦ 見積徴収執行伺いにおいて、公印を施行した記録がない。

(2) 財産管理事務

ア 備品シールが貼られていないもの。

000874 拡大読書器 オプチスコープ

イ 備品登録されているが見当たらないもの。

009086 6連型スチール製書架 特注 BS-K-270

以上

監査報告書

- 第1 監査対象** 下品野小学校、品野台小学校、東山小学校、
水無瀬中学校、南山中学校
- 第2 監査期間** 令和4年10月3日から令和4年11月28日まで
- 第3 監査項目**
- 1 経理事務
 - 2 財産管理事務
 - 3 公印管理事務
 - 4 劇物・薬品類保管状況
 - 5 防災対策
 - 6 防犯対策
 - 7 設備安全点検

第4 監査の実施内容

令和4年度において執行された令和4年8月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務及び劇物・薬品類の保管状況については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 財産管理事務

ア 備品管理

(ア) 設置場所が異なるもの。(品野台小学校)

756-1 プラネタリウム投影機 ヤガミ

(イ) 備品シールが貼られていないもの。(東山小学校)

1049-1 電気ポリッシャー テラモト

(2) 劇物・薬品類保管状況

- ア 薬品台帳で使用経過途中の薬品残量が把握できない状態になっている。(整理番号G 過酸化水素水) (南山中学校)
 - イ 令和2年度の薬品台帳に記録している薬品(硫酸銅・過酸化水素水)がある。(南山中学校)
 - ウ 薬品台帳が作成されていない薬品(水酸化バリウム)がある。(南山中学校)
- (3) 防災対策
- ア 消防計画には、防火管理者として既に解任された者(現校長)が記載されている。(下品野小学校)
 - イ 消防計画第42条における避難訓練等を実施する場合の瀬戸市消防本部への事前通知がなされていない。(品野台小学校)
 - ウ 防火管理者選任届が確認できない。(南山中学校)
 - エ 震災予防措置のための自主点検を各学期1回実施しているが、消防計画第30条では毎月1回実施となっている。(南山中学校)
 - オ 消防計画第42条における避難訓練等を実施する場合の瀬戸市消防本部への事前通知が確認できない。(南山中学校)
- (4) 防犯対策
- ア 学校経営案に「不審者等の侵入に対する『対策マニュアル』を作成し、その対応にあたる。」と記載があるが、対策マニュアルが作成されていない。(東山小学校)
- (5) 設備安全点検
- ア 施設・設備の安全点検を各学期2回実施しているが、学校経営案では毎月1回程度実施となっている。(品野台小学校)
 - イ 施設・設備の安全点検を各学期1回実施しているが、学校経営案では毎月1回実施となっている。(南山中学校)

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 出納室 会計課
- 第 2 監査期間 令和 4 年 1 0 月 3 日から令和 4 年 1 1 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度（補助金等交付事務については、令和 3 年度を含む。）において執行された令和 4 年 8 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 市税等コンビニエンスストア等収納業務委託

(ア) 施行伺いの決裁日が、入札参加者指名審査委員会の前になっている。

(イ) 契約書の第 2 7 条第 1 項及び第 2 項で、「契約単価に納入予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額」とするところ「契約金額」となっている。

イ 歳入事務電算処理業務委託

- (ア) 契約書第25条第1項及び第2項で、単価契約を含む契約であるが「契約金額」となっている。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 地域振興部 観光課
- 第 2 監査期間 令和 4 年 1 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 2 6 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度（補助金等交付事務については、令和 3 年度を含む。）において執行された令和 4 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（観光施設清掃等業務委託）

契約書に業務履行期間等、相手方の業務履行についての誤りがあった。

契約に当たっては、相手方との権利義務関係を約束するものであるため、契約制度総括部署に確認を行い適切な事務執行となるよう改善されたい。

また、上記以外の今回抽出した契約事務についても不適切な事務が散見されたため、再度、関係例規及び契約制度総括部署に確認を行った上、適正な事務を執り行うよう対応されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（国定公園トイレ浄化槽維持管理業務委託）

- (ア) 契約決裁の契約書案に、設計書及び仕様書添付位置図がない。
- (イ) 契約書に業務種別が異なる約款が添付されている。
- (ウ) 検査調書がない。

イ 業務委託契約書（観光施設清掃等業務委託）

- (ア) 予定価格書があるが、予定価格の決裁がない。
- (イ) 契約決裁の契約書案に、約款、設計書及び仕様書一式がない。
- (ウ) 契約書に業務種別が異なる約款が添付されている。
- (エ) 検査調書がない。

ウ 業務委託契約書（観光施設の環境美化・保全事業業務委託）

- (ア) 予定価格書があるが、予定価格の決裁がない。
- (イ) 見積書及び見積結果伺いに、税抜金額とすべきところ、税込金額となっている。
- (ウ) 契約決裁の契約書案に、約款、設計書及び仕様書別表・添付図面がない。
- (エ) 契約書に業務種別が異なる約款が添付されている。

エ 業務委託契約書（定光寺・岩屋堂公園管理業務委託）

- (ア) 入札執行伺いに、仕様書がない。
- (イ) 検査調書がない。
- (ウ) 予定価格書があるが、予定価格の決裁がない。

オ 業務委託契約書（岩屋堂公園管理（夏季巡回監視等）業務委託）

- (ア) 見積徴収伺いにおいて、公印を施行した記録がない。
- (イ) 見積徴収伺いにおいて、仕様書がない。
- (ウ) 契約書案が作成されていない。
- (エ) 契約書に業務種別が異なる約款が添付されている。
- (オ) 出勤記録の人数が、契約書内の巡回員の人員数と異なるもの。（多数）

カ 業務委託契約書（東海自然歩道管理委託）

施行伺いがない。

キ 業務委託契約書（瀬戸蔵外壁改修工事設計業務委託）

施行伺いの決裁日が、入札参加者指名審査委員会の前になっている。

(2) 指定管理事務

ア 指定管理料で購入された備品の登録がされていない。

(3) 財産管理事務

ア 備品シールが貼られていないもの。

005062 SH-600型 粘土練り機

107357 マキタ充電ドライバーTD172DRGX

(4) 庶務関係

ア 市有財産有償貸付契約（自動販売機）

(ア) 契約書記載の設置場所が、実際と異なるもの。

(イ) 電気料の支払いについて、契約書と異なる運用がされている。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 市民課
- 第 2 監査期間 令和 4 年 1 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 2 6 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度において執行された令和 4 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（菱野団地市民サービスセンター自動扉開閉装置保守点検業務委託）

見積徴収伺いにおいて、別紙仕様書が添付されていない。

イ 業務委託契約書（個人番号カード関連事務人材派遣業務委託）

見積徴収通知書に、当該予算が議決されなかった場合は本業務を中止する旨の記載がない。

ウ 業務委託契約書（自治会連区等マイナンバーカード出張申請サポート業務委託）

業務委託契約書に約款が添付されていない。

(2) 財産管理事務

ア 備品シールが貼られていないもの。(パーティセと市民サービスセンター)

107518 非接触型検温器 カシオ テクノタブレット型サーモカメラ

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 維持管理課
- 第 2 監査期間 令和 4 年 1 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 2 6 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理業務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度（補助金等交付事務については、令和 3 年度を含む。）において執行された令和 4 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 経理事務

ア 催告状（占用料）

催告状に、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に規定されている教示がなされていた。

催告の法的性格は、行政処分にあたらないため、当該教示の記載は不適切である。

このことは令和 2 年の定期監査の際にも改善事項として指摘しており、再度関係法令等の確認を行い、行政救済制度総括部署及び債権管理総括部署と連携し、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

(2) 財産管理事務

既に廃棄された備品が、複数年にわたり備品台帳にそのまま登録されている状況が見受けられた。

このことは、平成30年の定期監査の際にも改善事項として指摘しており、市が所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、適切な備品管理を行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 経理事務

ア 公共用物の管理に関する条例の別表第1で、「道路法施行令」とするところ「令」となっている。

(2) 契約事務

ア 業務委託契約書（駅前広場施設等清掃業務委託）

予定価格書で、見積書比較価格が斜線で削除されている。

イ 業務委託契約書（市道駅前東横山1号線昇降機保守点検業務委託）

(ア) 施行伺いの決裁日が、入札参加者指名審査委員会の前になっている。

(イ) 見積徴収通知書に、当該予算が議決されなかった場合は本業務を中止する旨の記載がない。

(3) 指定管理事務

ア 市営駐車場指定管理業務

指定管理者から提出される月次の業務報告書で、記載事項として「管理業務予算執行状況」とあるが、当該関係書類の添付がない。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市長直轄組織 シティプロモーション課
- 第 2 監査期間 令和 4 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 2 7 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度において執行された令和 4 年 1 0 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（広報せと等配達業務委託）

(ア) 施行伺いで、随意契約であるのに、入札保証金欄が「免除」となっている。

(イ) 契約書の約款第 2 0 条及び第 2 1 条で、単価契約であるため契約期間を通して予定される委託料の金額を想定するところ「契約金額」となっている。

イ 業務委託契約書（「広報せとおよび市が必要と認める文書」配達業務委託）

契約書の約款第 2 0 条及び第 2 1 条で、単価契約であるため契約期

間を通して予定される委託料の金額を想定するところ「契約金額」となっている。

ウ 業務委託契約書（令和4年度広報せと作成業務委託）

(ア) 契約書第1条で、「別紙契約単価」としているが、別紙では「品名並びに見積書（積算内訳書）」と表示されている。

(イ) 契約書の約款第25条及び第26条で、単価契約であるため契約期間を通して予定される委託料の金額を想定するところ「契約金額」となっている。

エ 業務委託契約書（瀬戸市ホームページリニューアル業務委託）

(ア) プロポーザルで契約交渉業者決定後に、見積りが取られていない。

(イ) 契約交渉業者決定前に予定価格が決められている。

(2) 財産管理事務

ア 設置場所が異なっているもの。

108171 テーブル

108965 看板（広告塔）

イ シールが確認できないもの。

109000 キャビネット

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象 幡山東保育園、幡山南保育園、原山保育園、八幡保育園
所管課 健康福祉部保育課

第 2 監査期間 令和 4 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 2 7 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 財産管理事務
- 3 庶務関係
- 4 防災・防犯対策
- 5 施設（遊具）安全点検

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度において執行された令和 4 年 1 0 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

(ア) 勤務実績報告書及び時間外（休日）勤務命令票で、超過勤務時間数に記入誤りがあるもの。（八幡保育園）

(2) 施設（遊具）安全点検

ア 幡山南保育園の遊具点検において、フェンス老朽による腐食、ぐらつき、破れ及び支柱土台コンクリート破損について緊急な修繕の必要性が指摘されているが、対応がされていない。

また、他の各園の遊具点検においても、フェンス老朽による腐食、

破れ、変形等について修繕の必要性が指摘されているが、一部対応がされていない。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 教育部 教育政策課
- 第 2 監査期間 令和 4 年 1 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 2 7 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度（補助金等交付事務については、令和 3 年度を含む。）において執行された令和 4 年 1 0 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 経理事務

ア 支出負担行為決議書

(ア) 決裁権者の押印がないもの。（5 件）

(イ) 支出負担行為変更決議書があるが、変更前の支出負担行為決議書がないもの。

(2) 契約事務

ア 工事請負契約書（水南小学校遊具修繕工事）

見積徴収通知書の仕様書の情報が不足している。

イ 工事請負契約書（幡山西小学校緊急漏水修繕）

- (ア) 見積徴収通知書及び契約書案の仕様書に「設計図書のとおり」と記載があるが、設計図書がない。
 - (イ) 契約書の図面リストに「機械設備工事特記仕様書 1/8～8/8」と記載があるが、特記仕様書がない。また、提出書類一覧がない。
 - (ウ) 契約結果調書が作成されず、また公表されていない。
- ウ 業務委託契約書（小・中学校警備業務委託）
- (ア) 契約結果調書の公表の決裁はあるが、公表されていない。
 - (イ) 検査調書がない。
- エ 業務委託契約書（瀬戸市 ICT 支援員業務委託）
- (ア) 見積徴収通知書に、当該予算が議決されなかった場合は本業務を中止する旨の記載がない。
 - (イ) 見積徴収伺いで、仕様書の情報が不足している。
 - (ウ) 契約結果調書の公表の決裁はあるが、公表されていない。
 - (エ) 契約書で、契約伺いにはない書類が付け加えられている。
 - (オ) 契約約款第 2 4 条で、「契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）」とすべきところ、「契約日において財務大臣が決定する率」としている。
 - (カ) 業務委託料の支払が遅れた場合の遅延利息に関する記述がない。
 - (キ) 8 月分の実績報告書が提出されていない。
 - (ク) 毎月の実績報告書が契約業者以外の名前で提出されている。
- オ 業務委託契約書（にじの丘学園空調機保守業務委託）
- 契約約款第 2 条第 2 項に契約の更新の条文があり自動更新となっている。
- カ 業務委託契約書（にじの丘学園空調設備保守点検業務委託）
- (ア) 施行伺いといった決裁や契約書に「＜別表＞保守作業仕様書」が添付されていない。
 - (イ) 契約約款第 1 2 条免責条項に定義のない「当会社」という言葉が入っている。
- キ 業務委託契約書（小学校空調機保守業務委託）
- 契約約款第 2 条第 2 項に契約の更新の条文があり自動更新となっている。
- ク 業務委託契約書（中学校空調機保守業務委託）
- 契約約款第 2 条第 2 項に契約の更新の条文があり自動更新となっている。
- ケ 業務委託契約書（瀬戸特別支援学校空調機保守業務委託）

契約約款第2条第2項に契約の更新の条文があり自動更新となっている。

コ 業務委託契約書（瀬戸特別支援学校光陵校舎空調機保守業務委託）
契約約款第2条第2項に契約の更新の条文があり自動更新となっている。

サ 業務委託契約書（プール水質検査業務委託）

(ア) 契約書第23条及び第25条で、単価契約のため、「契約単価に実施予定件数を乗じて得た額」とすべきところ、「業務委託料」としている。

(イ) 業務完了報告書が提出されておらず、検査・請求・支払がなされていない。

(ウ) 仕様書にある一般細菌・大腸菌検査等の水質検査の回数を満たしていない。

(3) 財産管理事務

ア 備品シールが貼られていないもの。

002092 アビリティーズ・ケアネット ステアイト[®] 手動車いす用階段昇降車

002046 アビリティーズ・ケアネット ステアイト[®] 手動車いす用階段昇降車

(4) 庶務関係

ア 施設（遊具）安全点検

遊具点検にて、「至急修理必要」とされているものについて2年以上修理されていないもの。（多数）

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 教育部 学校教育課
- 第 2 監査期間 令和 5 年 1 月 4 日から令和 5 年 2 月 2 7 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度（補助金等交付事務は令和 3 年度を含む）において執行された令和 4 年 1 1 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

- ア 業務委託契約書（外国人対応語学相談員派遣事業委託費）
入札執行通知に公印を押印した形跡がない。
- イ 業務委託契約書（外国人英語指導助手派遣業務）
- (ア) 不要な入札執行予定調書が決裁されている。
 - (イ) 予定価格の決定の時期が不適切。
 - (ウ) 選考結果通知及び見積徴収通知書に公印を押印した形跡がない。
- ウ 業務委託契約書（スクールタクシー運行）
- (ア) 見積徴収通知書に公印を押印した形跡がない。

- (イ) 契約書の第22条及び第23条で、単価契約であるため契約期間を通して予定される委託料の金額を想定するところ「契約金額」となっている。
- エ 業務委託契約書（教室室内環境測定業務）
見積徴収通知書に公印を押印した形跡がない。
- (2) 財産管理事務
 - ア 設置場所が異なっているもの。
001878 保管庫
 - イ 備品が見当たらないもの。
001877 保管庫
001879 保管庫

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 消防本部 総務課、予防課、消防署
- 第 2 監査期間 令和 5 年 1 月 4 日から令和 5 年 2 月 2 7 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度（補助金等交付事務については、令和 3 年度を含む。）において執行された令和 4 年 1 1 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 経理事務

ア 支出負担行為決議書

(ア) 合議の財政課長の印がないもの。

(イ) 支出負担行為変更決議書があるが、変更前の支出負担行為決議書がないもの。（2 件）

イ 予算流用異動決議書

流用元に合議されていないもの。（3 件）

ウ 金券受払簿

はがき・切手受払簿の記載と残数が一致しないもの。

(2) 契約事務

ア 請書（東分署救急消毒室修繕）

請書に印紙がない。

イ 業務委託契約書（救急救命士による気管挿管に関する業務委託）

(ア) 施行伺いといった決裁で、総価契約となっているが、契約書は単価契約の記述となっている。

(イ) 契約書に、契約保証金に関する事項の記載がない。

(ウ) 契約書に、暴力団排除、談合その他不正に関する条項及び履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する条項がない。

(エ) 契約書に、「愛知県気管挿管救急救命士登録要領（別添）に基づき」と記載があるが、要領の添付がない。

ウ 業務委託契約書（自家用電気工作物保安管理業務委託）

(ア) 見積徴収通知書の仕様書に「別紙仕様書のとおり」と記載があるが、別紙仕様書がない。

(イ) 見積結果伺いで、有効期限が切れた見積書が添付されている。

(ウ) 契約約款で、談合その他の不正行為の場合における賠償金に関する条項及び履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する条項がない。

エ 業務委託契約書（消防庁舎清掃業務委託）

(ア) 入札執行通知書及び契約書案の仕様書に「別添のとおり」と記載があるが、添付がない。

(イ) 入札執行通知書に、当該予算が議決されなかった場合は本業務を中止する旨の記載がない。

(ウ) 清掃業務報告が提出されてない。

オ 業務委託契約書（統合型位置情報通知装置ソフトバンク I P-V P N回線の光回線対応改修委託）

(ア) 見積徴収通知書の仕様書に「別紙仕様書のとおり」と記載があるが、別紙仕様書がない。

(イ) 予定価格が作成されていない。

(ウ) 契約書案に約款が添付されておらず、また仕様書に「別紙仕様書のとおり」と記載があるが、別紙仕様書がない。

(エ) 契約書に約款がない。

(オ) 契約結果調書の公表の決裁はあるが、公表されていない。

カ 業務委託契約書（令和4年度瀬戸市消防団観閲式会場テント等設営委託）

(ア) 見積徴収通知書の仕様書に「別紙仕様書のとおり」と記載がある

が、別紙仕様書がない。

(イ) 請書に印紙がない。

(3) 財産管理事務

ア 備品登録されているが、備品が見当たらないもの。

0000100295 DLP®方式一体型プロジェクター TH-D7600

0000009449 AED リトルアントレーニングシステム 02006005 AED トレーナー

イ 備品シールが貼られていないもの。

0000107534 Gear Washer 洗濯機6着仕様

0000107535 Gear Cabinet 乾燥機6着仕様

ウ 別台帳で管理されており、市の備品台帳との突合ができないもの。

0000011838 ブルネックボンハ 815F ブルネックボンハ 815F

エ 設置場所が誤っているもの。

0000106479 顔認証機能付き非接触型検温端末 (ホールスタート)

その他にも、消防団詰所・連区に設置された備品や、執務室外の倉庫に設置された備品について、設置場所が空欄・総務課・予防課となっている等、設置場所が誤っている。

(4) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

(ア) 勤務実績報告書で、旅費支給日数が誤っているもの。

(イ) 休暇簿で、有給休暇の付与状況の欄が記入されていないもの。

(ウ) 休暇簿で、前年からの繰越状況及び今年の付与日数が誤っている。

イ 市有財産有償貸付契約 (自動販売機)

契約書第18条で、違約金の金額が「自動販売機設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱」第10条に規定する金額と異なる。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 地域振興部 文化課
- 第 2 監査期間 令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度（補助金等交付事務については、令和 3 年度を含む。）において執行された令和 4 年 1 2 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 経理事務

ア 調定決議書

決裁権者の押印がないもの。（3 件）

イ 支出負担行為決議書

支出負担行為変更決議書があるが、変更前の支出負担行為決議書がないもの。

ウ 予算流用異動決議書

財政課長の押印がないもの。

(2) 契約事務

ア 業務委託契約書（瀬戸市歴史民俗資料館警備業務委託）

- (ア) 施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に免除の記載がある。
- (イ) 見積結果伺いが作成されていない。
- (ウ) 組織体制等の報告及び業務完了報告書の提出がされていない。

イ 業務委託契約書（文化財公開事業支援業務委託）

- (ア) 契約約款で、履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する条項がない。
- (イ) 実施計画の承諾の決裁と打合せ記録がない。

ウ 業務委託契約書（旧山繁商店保存活用コンセプトプラン策定支援業務委託）

- (ア) 施行伺いの仕様書に「仕様書は別紙のとおり」と記載があるが、別紙がない。
- (イ) 公募型プロポーザルによる随意契約であるが、見積徴収伺いで予定価格を事前公表している。
- (ウ) 約款が作成されていない。
- (エ) 契約書の印紙税額が誤っている。

エ 業務委託契約書（北川民次アトリエ公開業務委託）

施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に免除の記載がある。

オ 請書（文化交流館建築設備・防火設備定期検査報告業務委託）

- (ア) 施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に免除の記載がある。
- (イ) 業務要領に定める監督員が任命されず、受託者に通知がない。
- (ウ) 見積結果伺いが作成されていない。

カ 請書（文化ホール建築設備・防火設備定期検査報告業務委託）

- (ア) 施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に免除の記載がある。
- (イ) 業務要領に定める監督員が任命されず、受託者に通知がない。
- (ウ) 見積結果伺いが作成されていない。

(3) 指定管理事務

ア 指定管理者から令和3年度の備品購入報告がされておらず、市の備品登録もされていない。

イ 指定管理者の備品管理台帳が作成されていない。

(4) 補助金等交付事務

ア 陶芸文化団体補助金（令和3・4年度）

- (ア) 補助金実施要綱で定められた期日までに、実績報告書が提出されていないもの。（令和3年度）
- (イ) 補助対象経費に、交付決定日前に着手した経費が含まれている。（令和3・4年度）

- イ 瀬戸市文化財保存事業補助金
交付申請書の申請日が前年度となっているもの。(王子窯モロ)
- (5) 財産管理事務
 - ア 設置場所が誤っているもの。
 - 105844 掛軸 北川民次 シスコの馬
 - 005115 彫像 亀谷政代司 ダフネ
- (6) 庶務関係
 - ア 市有財産有償貸付契約（自動販売機）
契約書第3条第2項で、「別紙『仕様書』の内容を遵守して」とあるが、仕様書が作成されていない。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 生活安全課
- 第 2 監査期間 令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 4 年度において執行された令和 4 年 1 2 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 庶務関係

ア 公印関係

瀬戸市公印規則の管守者と、公印台帳の管守者が異なっているものがあつた。（斎苑専用市長印）

このことは令和 2 年度の定期監査の際にも注意事項として指摘しており、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア ガス漏れ警報器取替契約書（市営十軒家住宅ガス漏れ警報器取替）

見積徴収伺いで、公印を施行した記録がない。

イ 工事請負契約書（斎苑2階ロビー防煙垂壁修繕工事）

(ア) 約款で、受注者は請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者へ提出するとされているが、提出されていない。

(イ) 約款で、受注者は現場代理人及び主任技術者等を定めて発注者へ通知するとされているが、通知されていない。

ウ 業務委託契約書（市営十軒家住宅エレベーター保守管理業務委託）
見積徴収伺いで、公印を施行した記録がない。

エ 業務委託契約書（斎苑樹木維持管理業務委託）

約款で、受注者は業務主任技術者を定めて発注者へ通知するとされているが、現場責任者が通知されている。

(2) 財産管理事務

ア 備品シールが貼られていないもの。（生活安全課）

105676 NECビジネスノートPC VersaPro（消費生活センター）

イ 備品シールが貼られていないもの。（斎苑）

000771 イトーキ GGR-504SBA-T5 金庫
001315 テレビ台

ウ 備品登録されているが備品が見当たらないもの。（斎苑）

107510 非接触型検温器（タブレット型サーモカメラ）
107511 非接触型検温器（タブレット型サーモカメラ）
107508 カシオテクノ タブレット型サーモカメラ

エ 同じ物品番号の備品シールが貼られているもの。（2台）（斎苑）

107509 カシオテクノ タブレット型サーモカメラ

(3) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

勤務実績報告書で超過勤務時間数の記入があるが、超過（休日）勤務命令票がないもの。（多数）

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象

指定管理者 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会
所管課 健康福祉部健康課、社会福祉課、高齢者福祉課及びこども未来課

第 2 監査期間 令和 4 年 9 月 1 日から令和 4 年 1 0 月 2 7 日まで

第 3 監査項目 指定管理等に係る出納その他の事務

第 4 監査の実施内容

令和 3 年度及び令和 4 年度において執行された令和 4 年 7 月末日までの指定管理等に係る出納その他の事務について、所管課及び指定管理者の双方から関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、その対象事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管課の指定管理者に対する監督指導が適正におこなわれているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

指定管理等に係る出納その他の事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、適切に処理するとともに今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 所管課

- ア 基本協定書第 2 条及び第 4 7 条第 2 項の甲・乙が誤っている。
- イ 基本協定書に瀬戸市監査委員監査の受入義務の記載がない。
- ウ 基本協定書第 2 3 条第 2 項と仕様書で、備品の購入額による分担の区分が異なる。
- エ 指定管理料に事務手数料の計上がないが、仕様書に事務手数料の記述がある。
- オ 指定管理料で購入された備品を報告させておらず、市の備品台帳への登録がなされていない。
- カ 消防設備不良箇所の指摘事項について対応させていない。

キ 消防計画第15条で防火組織表等を建物内の見やすい場所に掲示することとなっていたが、掲示がされていない。

指定管理者では、現金出納、契約等に関し、具体的な手順やルールの整備がされていないため、書類の不備やミスが散見される。リスク回避及び適正な手続きを遂行するため、マニュアル等の整備を指導されたい。

(2) 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会

- ア 小口現金出納帳と支出回議書で、サービス区分が異なっているもの。
- イ ボランティア交通費支給の戻入先が誤っているもの。
- ウ ボランティア交通費支給の受領票の添付がないもの。
- エ 徴収した講座参加費を直接講座材料費の支出に充てているもの。
- オ 決裁で起案日又は決裁日の記載がない又は誤っているもの。(多数)
- カ 決裁で事業者名が正確に記載されていないもの。(多数)
- キ 業務委託の契約伺いで、決裁権者の押印のないもの。(5件)
- ク 業務委託契約書に仕様書がないもの。(3件)
- ケ 大集会室のテーブル・イスの発注伺いで、100万円以上の随意契約であるが、契約書が作成されていない。

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象

財政援助団体 瀬戸市地域産業振興会議
所管課 地域振興部産業政策課、ものづくり商業振興課

第 2 監査期間 令和 5 年 1 月 4 日から令和 5 年 2 月 2 7 日まで

第 3 監査項目 負担金に係る出納その他の事務

第 4 監査の実施内容

令和 3 年度及び令和 4 年度において執行された令和 4 年 1 1 月末日までの負担金に係る出納その他の事務について、所管課及び財政援助団体の双方から関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じ、関係職員から内容の説明を聴取し、その対象事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管課の財政援助団体に対する監督指導が適正に行われているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

負担金に係る出納その他の事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、適切に処理するとともに今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 瀬戸市地域産業振興会議

ア 瀬戸市地域産業振興会議規約の規定により、役員である副会長他役員については会長が指名するものとなっており、令和 4 年度に新たに役員となった副会長、顧問、参与について会長が指名した旨の記録が総会の議事録等に残されていない。

イ 瀬戸市地域産業振興会議財務規程第 3 条の規定により瀬戸市地域産業振興会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、瀬戸市に準じて行うものとされている。

(7) 支払調書において請求書の発行日がないもの。(多数)

(4) 支払調書において請求書の発行日が鉛筆書きのもの。(8 件)

(7) 支払調書において領収書の発行日が鉛筆書きのもの。(1 件)

- (エ) 支払調書において支出確認の決裁日がないもの。(2件)
- (オ) 支払調書において添付した書類についてチェック欄の記入がないもの。(多数)
- (カ) 見積徴収施行伺い及び入札施行伺いにおいて、通知日がないもの。(3件)
- (キ) 業務委託施行伺いにおいて随意契約理由の記入がないもの。(1件)

以上

令和4年度 工事監査報告書

第1 監査対象

今林町地区（石田町）汚水管渠その2工事

第2 監査期間

令和4年10月3日から令和4年11月28日まで

第3 監査の実施内容

工事が契約書、設計図書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類を審査するとともに現地調査を実施し、工所用資材及び施工監理状態についても検査確認を行った。

なお、この監査に当たっては、工事の専門的・技術的観点の主眼として、公益社団法人大阪技術振興協会の協力を得て実施した。

第4 工事の概要

1 場所

瀬戸市石田町外地内

2 施工理由

下水道供用区域を拡大し、住環境の改善を図るため公共事業計画に基づき下水道面整備を行うもの。

3 工事内容

工事延長 L=1,659 m

管布設工（開削工 VUφ150）	L=1,618 m
組立マンホール工（1号）	N= 33 箇所
小型レジンマンホール	N= 3 箇所
小型塩ビマンホール	N= 12 箇所
取付管工	N=126 箇所
舗装仮復旧工	A=1,477m ²

4 請負業者

(1) 工事請負業者

株式会社永井組

(2) 設計委託会社

株式会社日新技術コンサルタント名古屋事務所

5 契約金額

128,590,000 円（税込）

6 工事期間

- 令和4年5月20日から令和5年2月14日まで
- 7 進捗状況 令和4年9月30日現在
- 計画出来高 56.5% 実施出来高 54.5% 【計画より2%遅れ】

第5 監査の結果

- 本工事は、おおむね良好な施工状態と認められた。
- ただし、次の指摘のとおり、一部不適切な部分が見受けられたので、適切な処理をされたい。
- 1 建設副産物情報交換システム登録証明書が提出されていない。

以上